

株式会社 ジェイ・エム・エス

証券コード7702

第**57**回

# 定時株主総会招集ご通知

■ 日時

2022年6月22日（水曜日）午前10時

■ 場所

広島市中区加古町4番17号

JMSアステールプラザ2階多目的スタジオ

■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

## 議決権行使期限

2022年6月21日（火曜日）午後6時まで

※書面行使は期限到着分まで、インターネット行使は期限入力分まで。

The logo for JMS (ジェイ・エム・エス) features the letters 'JMS' in a bold, white, sans-serif font. The letters are stylized with horizontal lines passing through them, giving it a modern, dynamic appearance. The logo is set against a dark blue background.

人と医療のあいだに…

株主各位

広島市中区加古町12番17号

株式会社 JMS

代表取締役社長 奥窪宏章

## 第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止の観点から、本株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の「議決権の行使等についてのご案内」をご参照いただき、2022年6月21日（火曜日）午後6時までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

### 1 日 時

2022年6月22日（水曜日） 午前10時

### 2 場 所

JMS アステールプラザ2階多目的スタジオ  
広島市中区加古町4番17号

### 3 目的事項

#### 報告事項

1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第57期連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

(お知らせ)

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」及び連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.jms.cc/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告及び連結計算書類並びに計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した事業報告及び連結計算書類並びに計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.jms.cc/>) にて、修正後の内容をご案内いたします。

(新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の感染状況を踏まえまして、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、下記のとおりご案内申し上げますとともに、株主様のご理解並びにご協力の程お願い申し上げます。

- 株主様へのお願い
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染の状況及びご健康状態に十分ご留意のうえ、本年もご来場を見合わせることをご検討いただき、可能な限り書面又はインターネット等による議決権の事前行使をお願い申し上げます。
  - ・特に、影響が大きいとされるご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠をされている方、また、海外から帰国された方で、厚生労働省が入国後の自宅待機期間を指定している場合にその期間が経過していない方は、株主総会へのご出席をお控えいただくことをご検討ください。これらに該当しない方でも、ご不安のある方は、無理をなさらずに株主総会へのご出席について慎重なご判断をお願い申し上げます。
  - ・発熱、咳等の症状のある方、その他の新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、ご来場をお控えください。
- 当社の対応について
  - ・会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を設置いたします。
  - ・会場入口付近での検温で体温確認をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承ください。
  - ・会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置とし、余裕をもった着座を推奨させていただきます。
  - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- その他について
  - ・株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。
  - ・会場内展示スペースでの製品展示等は中止させていただきます。

当社では株主総会会場での感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.jms.cc/>) にてご案内いたしますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

# 議決権の行使等についてのご案内

## 郵送による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送ください。

議決権行使期限

**2022年6月21日（火曜日）**  
午後6時到着分まで

## インターネット等による議決権行使の場合



4～5頁【インターネット等による議決権行使のお手続きについて】をご覧ください、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使期限

**2022年6月21日（火曜日）**  
午後6時受付分まで

## 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

**2022年6月22日（水曜日）**  
午前10時

## インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送による議決権行使又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する**議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2022年6月21日(火曜日)の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら、次頁のヘルプデスクへお問い合わせください。

### 2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる方法
    - ・ **議決権行使サイト** (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
    - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
    - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
  - (2) スマートフォンによる方法
    - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。  
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
    - ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。  
2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
    - ・ スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

### 3 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

### 4 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
☎ 0120-173-027  
(通話料無料 / 受付時間 9:00 ~ 21:00)

### 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、(株)東京証券取引所等に設立された合併会社が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位に対する長期的かつ安定的な利益還元を基本としながら、期間業績、将来の財政状態及び内部留保等を総合的に勘案し行うこととしております。

このような方針に基づき、当期の期末配当及び剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、207,671,720円となります。

これにより、年間配当金は中間配当金（1株につき8円50銭）と合わせまして、1株につき17円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月23日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>



(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></li><li>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></li><li>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li></ol>

### 第2号議案 定款一部変更の件に関する補足説明

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。

これに伴い、次回（2023年3月1日以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会について、株主総会資料を書面で受領したい株主様は、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。

「書面交付請求」のお手続きにつきましては、証券会社にお申し出の場合は、口座を開設している証券会社へ、株主名簿管理人にお申し出の場合は、三菱UFJ信託銀行株式会社へお問い合わせください。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

と ひ あき ひろ  
**土 肥 暁 宏** (1954年6月20日生)

社 外 独 立

#### 略歴及び重要な兼職の状況

2015年7月 広島北税務署長退職  
2015年8月 土肥税理士事務所開設（現）

所有する当社の株式の数  
一 株

#### 補欠社外監査役候補者とした理由

土肥暁宏氏は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、税理士として培われた専門的な知識・経験を当社の監査体制に反映いただけるものと判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 土肥暁宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、当社は土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 土肥暁宏氏が社外監査役に就任した場合には、土肥暁宏氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補することとしております。候補者が社外監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の保険料は当社にて負担しております。

以 上

## ご参考

当社グループの持続的な発展と企業価値の向上を目指し策定した中期経営計画《GAIN-RG 2023》の実現に向け、当社の取締役会が備えるべきスキル（専門性と経験）を特定しました。

当社の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	属性	企業経営	財務・会計	国際事業	R&D	生産・技術	マーケティング営業	法務 コンプライアンス
奥窪 宏章	取締役		○	○	○			○	○
粟根 康浩	取締役		○		○			○	
桂 龍司	取締役		○	○	○				○
佐藤 雅文	取締役		○			○	○		
柳田 正吾	取締役		○			○	○		
池村 和朗	取締役	社外 独立	○						○
石坂 昌三	取締役	社外 独立	○		○			○	○
近藤 良夫	監査役		○	○	○				○
水戸 晃	監査役	社外 独立		○					
佐上 芳春	監査役	社外 独立	○	○					

**独立** 東京証券取引所届出独立役員

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルスワクチン（以下、ワクチン）の普及に伴い、徐々に回復傾向に転じております。各国においてワクチンの普及に伴う規制緩和により、新型コロナウイルス（以下、新型コロナ）禍からの回復は進んでいるものの、地域によっては一時的な感染再拡大等によって、経済の回復基調は異なる様相です。国内経済は、新型コロナ感染拡大の影響が長期化したもののワクチンが普及し、外食、観光産業等、サービス消費が回復に向かっている一方、原料価格の高騰及び半導体不足の影響が長期化し、今後の部品供給の動向次第では回復基調にある経済も再び停滞する可能性があります。

当社グループを取り巻く環境は、日本国内では、ワクチン接種など新型コロナへの対応が進んだことから、外来患者の受診控え、不急の手術・処置の延期等の状況に回復の傾向がみられましたが、海外においては、国・地域ごとに状況は異なるものの新型コロナの影響が継続しております。また、原油価格の上昇に伴う原材料の仕入価格高騰や半導体等の調達難、世界的なコンテナ不足を背景にした海上運賃の高騰などに加え、ロシア・ウクライナ情勢の影響により非常に厳しい外部環境が続いております。そのような環境下においても医療機器市場の動向としては、世界的な高齢化の進行や、欧米での高度先進医療への期待の高まり、また、中国を含む新興国での医療インフラ整備に伴う需要増加を背景として、今後も安定した成長が見込まれており、特に新型コロナ状況下での医療機関のリソース不足を軽減するデジタルテクノロジーを活用した医療機器の需要が高まることが予想されます。

当社グループは、「かけがえのない生命のために」の創業精神の下、「医療を必要とする人と支える人の架け橋となり、健康でより豊かな生活に貢献することですべての人々を笑顔にする」ことを目指して、経営の品質と企業価値の向上に努めております。事業活動としましては、輸液・栄養領域、透析領域、外科治療領域、血液・細胞領域の4つの領域を中心に事業を展開し、製品の開発、生産、販売を進めております。

当連結会計年度におきましては、輸液・栄養領域において、摂食嚥下に関わる口腔機能向上をサポートするデバイス「ペコじーな」を導入し、介護分野や家庭などで手軽に舌圧のトレーニングができる製品を提供しております。また、血液・細胞領域において、再生医療等に使用される凍結保存容器「セルキュア」を導入し、容器の耐久性と細胞等の汚染を防ぐ密封性により、実用化と低コストに貢献できる製品を提供しております。このほか、新型コロナに関しては、バイアルからワクチンを効率的に採取できるローデッドスペースシリンジの供給を開始し、より多くの方がワクチン接種を受けられるようになりました。

当連結会計年度のシステム別業績に関しご報告申し上げます。

輸液・栄養領域におきましては、日本国内において経腸栄養関連用品の販売に加え、海外において北米の誤穿刺防止機能付翼状針の販売が好調に推移したことから、売上高は234億30百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。

透析領域におきましては、日本国内において透析機械室装置の販売に加え、海外においてドイツ向けのAVF針（血液透析用針）の販売が増加したことから、売上高184億50百万円（前連結会計年度比0.2%増）となりました。

外科治療領域におきましては、日本国内において事業譲受した血液浄化回路の販売が貢献したことから、売上高は52億86百万円（前連結会計年度比28.5%増）となりました。

血液・細胞領域におきましては、日本国内において白血球除去フィルター付血液バッグの販売が増加したものの、海外において北米の成分献血用回路の販売が減少したことから、売上高は97億22百万円（前連結会計年度比13.1%減）となりました。

その他取扱品目の売上高は12億79百万円（前連結会計年度比2.8%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、円安による円貨換算額の増加も加わり、前連結会計年度に比べ5億90百万円増加の581億69百万円（前連結会計年度比1.0%増）となりました。

利益につきましては、海外生産拠点の現地通貨高や世界的な原材料仕入価格・海上運賃高騰の影響を受け、営業利益は9億80百万円（前連結会計年度比53.9%減）となりました。また、持分法による投資利益は減少したものの、補助金収入が増加したことにより、経常利益は11億26百万円（前連結会計年度比44.1%減）となり、前連結会計年度に特別利益で補助金収入が計上されていたことから、親会社株主に帰属する当期純利益は8億26百万円（前連結会計年度比52.4%減）となりました。

## システム別販売実績

区 分	2021年3月期 (前連結会計年度)		2022年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
輸液・栄養領域	22,556	39.2	23,430	40.3	874	3.9
透 析 領 域	18,408	32.0	18,450	31.7	41	0.2
外科治療領域	4,115	7.1	5,286	9.1	1,171	28.5
血液・細胞領域	11,181	19.4	9,722	16.7	△1,459	△13.1
そ の 他	1,316	2.3	1,279	2.2	△36	△2.8
合 計	57,578	100	58,169	100	590	1.0

(注) 当社グループは、医療機器・医薬品の製造・販売を主な事業内容としており、上記の4システム及びその他にて事業活動を展開しております。

## (参考) セグメント別販売実績

区 分	2021年3月期 (前連結会計年度)		2022年3月期 (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
日 本	38,116	66.2	39,764	68.4	1,647	4.3
シンガポール	10,769	18.7	9,084	15.6	△1,684	△15.6
中 国	1,517	2.7	1,821	3.1	304	20.1
フィリピン	15	0.0	11	0.0	△4	△27.1
ド イ ツ	3,128	5.4	3,428	5.9	300	9.6
そ の 他	4,031	7.0	4,059	7.0	27	0.7
合 計	57,578	100	58,169	100	590	1.0

- (注) 1. 当社グループは、生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、日本・シンガポール・中国・フィリピン・ドイツの5つを報告セグメントとしております。
2. 「シンガポール」の区分は、生産体制を相互に補完し一体とした事業活動を行うインドネシアの現地法人を含んでおります。
3. 「その他」の区分は、国内子会社及びアメリカ、韓国、タイの現地法人の事業活動を含んでおりません。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は37億24百万円であり、その主なものは、生産能力強化のための設備及び老朽化設備の更新であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中は、社債又は新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 長期ビジョン

当社グループは、2030年のありたい姿として、「未来の医療を先取りした新たな価値の創造を実現し、世界の人々の健康とQOL（クオリティ・オブ・ライフ）の一層の向上を支える企業になる」ことを決めました。

### ② 中期経営戦略

当社グループは、2020年5月に前中期経営計画から進行中の取組みを確実に引き継ぎながらこれまで認識された課題や環境変化を踏まえた新たな施策を織り込んだ中期経営計画《G A I N-R G 2023》を策定いたしました。長期ビジョンの実現に向けて中期経営計画では次のとおり基本方針と取組みを定め、対応を進めております。

### 基本方針

#### 1. 顧客起点の深化

医療現場と密接した顧客起点の事業運営を深化させ、顧客も自覚していない潜在ニーズを突き止め、ともに課題解決することで、新たな成長を実現する。

#### 2. 収益向上への変革

グループ経営を支える人材、組織、制度、体制等あらゆる観点から役割の見直しと強化を図り、安定的かつ持続的に収益が得られる企業体質への変革を推進する。

### 取組み

基本方針のもと、5つの取組み「事業ポートフォリオの最適化」、「グローバル体制の強化」、「次世代事業の創出」、「グループ経営基盤の強化」、「持続可能な社会の実現」を進めてまいります。

### ③ 領域別の対処すべき課題

2022年度も引き続き新型コロナの感染拡大の影響を受けることが想定されます。当社グループでは、一日も早い収束につながるよう、ワクチン接種用シリンジの供給を通じて、効果的・効率的なワクチン接種に貢献してまいります。

領域別の対処すべき課題は次のとおりとなります。

#### 1. 輸液・栄養領域

医療安全、低侵襲に対するニーズは引き続き高まり、また、診療報酬改定に伴う医療機器へのコスト削減要求は加速しております。そのため、輸液領域では、院内感染制御、注入制御、医療事故対策の課題を解決する製品として輸液ポンプを含むトータルシステムでの価値を提供することで、栄養領域では、栄養管理からリハビリ・回復までの栄養療法のトータルコーディネーターとなることで、医療現場での揺るぎない信頼を確立してまいります。また、国内主力製品のグローバル展開を積極的に推進することにより、当社グループにおける主要事業として収益拡大を進めております。

#### 2. 透析領域

地域の包括的な支援・サービスの提供体制が推進され、在宅医療へのシフトが進んでおります。そのため、透析領域では、日本国内において患者さんのQOLを支える安全、安心かつ高度な透析医療を提供する企業を目指し、各種装置から情報システム、消耗品、腹膜透析液等を取り揃え、血液透析、腹膜透析の選択療法の啓発、普及を推進しております。海外においては、日本の優れた透析医療を中国に普及させるとともに、慢性腎臓病が増加しているアジア諸国へ販売を進めております。

#### 3. 外科治療領域

診療報酬の継続的な引き下げ等により、機能別・診療特化の病院再編が進む中、外科治療領域では、自社開発から製造、販売による高い信頼性の強みを活かした独自の製品及びサービスに、アライアンスにより強化した製品ポートフォリオを加えたトータルシステムで、安全、安心の提供ができるよう、人々の健康寿命の延伸に貢献すべく、顧客ニーズの実現への対応を進めております。



#### 4. 血液・細胞領域

安定した品質が引き続き求められる中、血液領域では、高品質な製品の製造と販売を通じ、全血献血と成分献血の両分野において「採血から輸血まで」の各プロセスで欠くことのできないメーカーになることを、細胞領域では、血液や細胞の「採取から投与まで」に必要なとされるデバイスを開発し、細胞・再生事業におけるイノベーションマネジメント企業になることを目指して活動を進めております。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 54 期	第 55 期	第 56 期	第 57 期
	(2019年3月期)	(2020年3月期)	(2021年3月期)	(当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	58,059	58,569	57,578	58,169
経 常 利 益 (百万円)	1,520	2,672	2,013	1,126
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,160	1,977	1,736	826
1 株当たり当期純利益 (円)	47.59	81.12	71.13	33.83
総 資 産 (百万円)	67,320	66,567	69,085	71,971
純 資 産 (百万円)	31,900	32,470	34,993	37,093

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(子会社) ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	百万シンガポールドル 16	100%	医療機器・医薬品の製造・販売
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限会社	百万円 96	100%	医療機器の製造・販売
株式会社韓国メディカル・サプライ	百万ウォン 200	81.5%	医療機器の製造・販売
バイオニック・メディック・テクノロジーGmbH	百万ユーロ 1	100%	医療機器・医薬品の販売
ジェイ・エム・エス・ノース・アメリカ・コーポレーション	百万米ドル 5	100%	医療機器・医薬品の販売
PT.ジェイ・エム・エス・バタム	百万ルピア 43,243	100%	医療機器の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	百万米ドル 38	100%	医療機器・医薬品の製造・販売
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・タイランドCO.,LTD.	百万タイバツ 5	51.0%	医療機器の販売
(持分法適用関連会社) 株式会社ジェイ・オー・ファーマ	百万円 2,000	33.5%	医薬品の製造・販売

- (注) 1. PT.ジェイ・エム・エス・バタムはジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.の100%出資であり、間接所有の子会社であります。
2. 2022年1月に株式会社韓国メディカル・サプライの株式を追加取得しております。

### ③ その他

株式会社カネカとの間に、業務・資本提携契約を締結しております。

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、医療機器、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、さらにその事業に関連する保守及びその他サービス等の事業活動を展開しております。

システム別の主な取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
輸液・栄養領域	輸液セット、ニードルレスアクセスポート、延長チューブ、薬剤調製・投与クローズドシステム、シリンジ(注射筒)、注射針、翼状針、栄養セット、摂食嚥下関連用品、医療用手袋、不織布製品 他
透析領域	血液透析装置、ダイアライザ(人工腎臓)、人工腎臓用血液回路、AVF針(血液透析用針)、プレフィルドシリンジ製剤、腹膜透析液 他
外科治療領域	膜型人工肺、人工心肺装置、人工心肺用回路、血管造影用カテーテル、急性血液浄化関連用品 他
血液・細胞領域	血液バッグ、成分献血用回路 他
その他	上記以外の取扱品目

## (8) 主要な営業所及び工場等

### ① 当社

本社・研究所	広島市中区加古町12番17号
東京本社	東京都品川区南大井一丁目13番5号
営業所	札幌、仙台、さいたま、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
工場	出雲(島根県)、三次・千代田(広島県)

### ② 子会社

ジェイ・エム・エス・シンガポールPTE.LTD.	本社・工場	シンガポール
大連ジェイ・エム・エス医療器具有限公司	本社・工場	中国
ジェイ・エム・エス・ヘルスケア・フィリピン,INC.	本社・工場	フィリピン

**(9) 従業員の状況**

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
5,359 名	245 名減

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,629 名	9 名増	40.2 歳	15.4 年

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー計179名及び派遣社員は含んでおりません。

**(10) 主要な借入先**

借入先	借入金残高
株式会社 広島銀行	4,917百万円
株式会社 もみじ銀行	3,546
株式会社 山陰合同銀行	1,755

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 65,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 24,733,466株 (自己株式 301,499株を含む)
- (3) 株主数 8,987名

### (4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 力 ネ カ	2,473 <sup>千株</sup>	10.12 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,180	8.92
一 般 財 団 法 人 土 谷 記 念 医 学 振 興 基 金	1,900	7.77
土 谷 佐 枝 子	1,008	4.12
社 会 福 祉 法 人 千 寿 会	1,000	4.09
株 式 会 社 広 島 銀 行	895	3.66
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	861	3.52
大 下 産 業 株 式 会 社	571	2.33
J M S 共 栄 会	558	2.28
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	525	2.15

(注) 持株比率は、自己株式 (301,499株) を控除して計算し、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2018年6月21日開催の第53回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2021年7月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月5日付で取締役 (社外取締役を除く) 5名に対し自己株式 11,225株の処分を行っております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 窪 宏 章	
専務取締役	栗 根 康 浩	サージカル&セラピー ビジネスユニット統括部長 兼 営業本部長
常務取締役	桂 龍 司	コーポレート本部長 兼 グローバルマーケティング本部長
取締役	佐 藤 雅 文	ホスピタルプロダクツ ビジネスユニット統括部長 兼 研究開発本部長
取締役	柳 田 正 吾	ブラッドマネジメント&セルセラピー ビジネスユニット統括部長 兼 生産本部長
取締役	池 村 和 朗	弁護士、福留ハム株式会社 社外監査役
取締役	石 坂 昌 三	株式会社カネカメディックス 代表取締役社長
常勤監査役	近 藤 良 夫	
監査役	水 戸 晃	税理士
監査役	佐 上 芳 春	公認会計士、株式会社ビーアールホールディングス 社外取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役 池村和朗氏及び石坂昌三氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役 水戸晃氏及び佐上芳春氏は、社外監査役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役 水戸晃氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 佐上芳春氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議し、次のとおり定めております。

##### 1.報酬とその算定方法

取締役の報酬は、上場企業における自社の位置づけと中期経営戦略の実践により目指すポジションにふさわしいものとし、役員報酬に関する外部の客観的データを活用しながらその水準を定めます。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び株式報酬とします。

基本報酬は、各取締役の役位・職責に基づく定額部分及び会社の業績・貢献度等を反映した部分で構成し、月ごとに固定額を金銭で支給します。

株式報酬は、当社の中長期的な業績の向上による株価上昇並びに企業価値向上への貢献意欲を高めるため、中期経営計画の達成状況に基づきその額を算定し、譲渡制限付株式として毎年8月に交付します。付された譲渡制限は、取得後30年経過した時又は退任した時のいずれか早い時点で解除します。

なお、報酬に占める株式報酬の割合は最大で3割とします。

また、社外取締役の報酬は、客観的な立場から当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、定額での基本報酬のみとします。

##### 2.報酬の決定

当社は、取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの公正性、透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外役員とする業績評価委員会を設置し、取締役の報酬は、その構成を含む制度設計の妥当性の評価や会社及び取締役の業績の評価・査定等について同委員会の審議を経て取締役会に答申され、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で取締役会が決定します。



### 3.その他報酬の内容についての決定に関する重要事項

当社は取締役の適正な判断や行動を促し、経営の健全性を確保することを目的に、一定の事由が生じた場合に譲渡制限解除前の譲渡制限付株式報酬の全額又は一部を返還させることを定めています。

#### ② 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬は、客観的な立場から取締役の職務の執行を監督する役割を担うことから、定額での基本報酬のみの構成としております。

なお、監査役の報酬は、各監査役の勤務実態に応じて、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で監査役会が個別に定めております。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2000年6月29日開催の第35回定時株主総会において年額170百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月21日開催の第53回定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内、株式数の上限を年160,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、1992年8月27日開催の第27回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、取締役の個人別の報酬等の内容の妥当性と決定プロセスの公正性・透明性を確保するため、構成員の過半数を独立社外役員とする業績評価委員会を設けております。株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、規程に基づき作成された報酬案が業績評価委員会に諮問され、その審議を経て取締役会に答申され決定していることから、その内容については決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	118百万円 (7百万円)	105百万円 (7百万円)	13百万円 (-)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	20百万円 (7百万円)	20百万円 (7百万円)	- (-)	3名 (2名)
合計	138百万円	125百万円	13百万円	10名

(注) 非金銭報酬として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は  
2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 池村和朗氏は、弁護士であります。また、同氏は、福留ハム株式会社の社外監査役であります。なお、当社は、同氏の所属する広島中央法律事務所及び福留ハム株式会社との間に特別の関係はありません。

取締役 石坂昌三氏は、株式会社カネカメディックスの代表取締役社長であります。なお、当社は、株式会社カネカメディックスとの間に特別の関係はありません。

監査役 水戸晃氏は、税理士であります。なお、当社は、同氏の所属する水戸税理士事務所との間に特別の関係はありません。

監査役 佐上芳春氏は、公認会計士であります。また、同氏は、株式会社ビーアールホールディングスの社外取締役監査等委員であります。なお、当社は、同氏の所属する佐上公認会計士事務所及び株式会社ビーアールホールディングスとの間に特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	池村和朗	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に法律面全般について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	石坂昌三	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席いたしました。主に医療機器業界経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業経営全般について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	水戸晃	当事業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務及び会計全般について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	佐上芳春	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の財務及び会計全般について適宜、必要な発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	39百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
3. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数については、特段の注記がない限り、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
<b>流動資産</b>	<b>40,042</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,847</b>
現金及び預金	6,605	支払手形及び買掛金	8,482
受取手形	1,559	短期借入金	3,450
売掛金	14,518	1年内返済予定の長期借入金	4,604
有価証券	208	リース債務	297
商品及び製品	8,815	未払金	3,420
仕掛品	2,848	未払法人税等	229
原材料及び貯蔵品	4,870	契約負債	80
その他	646	賞与引当金	1,097
貸倒引当金	△29	資産除去債務	25
<b>固定資産</b>	<b>31,928</b>	その他	1,159
<b>有形固定資産</b>	<b>25,460</b>	<b>固定負債</b>	<b>12,030</b>
建物及び構築物	8,621	長期借入金	10,112
機械装置及び運搬具	8,246	リース債務	252
工具、器具及び備品	2,064	繰延税金負債	240
土地	2,682	役員退職慰労引当金	139
リース資産	161	退職給付に係る負債	653
使用権資産	1,317	資産除去債務	166
建設仮勘定	2,368	その他	465
<b>無形固定資産</b>	<b>1,035</b>	<b>負債合計</b>	<b>34,878</b>
のれん	134	(純資産の部)	
その他	900	<b>株主資本</b>	<b>35,182</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,432</b>	資本金	7,411
投資有価証券	4,168	資本剰余金	10,351
繰延税金資産	733	利益剰余金	17,652
その他	616	自己株式	△233
貸倒引当金	△86	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,777</b>
		その他有価証券評価差額金	339
		為替換算調整勘定	1,437
		<b>非支配株主持分</b>	<b>133</b>
<b>資産合計</b>	<b>71,971</b>	<b>純資産合計</b>	<b>37,093</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>71,971</b>

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		58,169
売上原価		43,899
売上総利益		14,269
販売費及び一般管理費		13,288
営業利益		980
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	46	
持分法による投資利益	9	
補助金収入	232	
その他	78	373
営業外費用		
支払利息	159	
為替差損	52	
その他	15	227
経常利益		1,126
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産廃棄損	53	53
税金等調整前当期純利益		1,075
法人税、住民税及び事業税	300	
法人税等調整額	△39	261
当期純利益		813
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△12
親会社株主に帰属する当期純利益		826

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	27,579	流動負債	19,826
現金及び預金	2,818	支払手形	3,092
受取手形	1,469	買掛金	5,008
売掛金	12,320	短期借入金	3,082
商品及び製品	6,906	1年内返済予定の長期借入金	4,237
仕掛品	2,064	未払金	2,256
原材料及び貯蔵品	1,562	未払費用	159
前渡金	17	未払法人税等	210
前払費用	146	未払消費税等	121
未収入金	216	契約負債	0
その他	57	預り金	78
固定資産	27,726	賞与引当金	896
有形固定資産	13,574	資産除去債務	25
建物	4,861	設備関係支払手形	657
構築物	243	固定負債	9,228
機械及び装置	3,397	長期借入金	9,011
車両運搬具	16	その他	217
工具、器具及び備品	1,356		
土地	2,516		
建設仮勘定	1,181		
無形固定資産	915	負債合計	29,055
借地権	16	(純資産の部)	
実用新案権	18	株主資本	25,910
ソフトウェア	495	資本金	7,411
その他	134	資本剰余金	10,362
その他の資産	249	資本準備金	10,362
投資その他の資産	13,236	利益剰余金	8,370
投資有価証券	1,381	利益準備金	721
関係会社株	7,788	その他利益剰余金	7,648
出資	0	別途積立金	6,500
関係会社出資金	3,050	繰越利益剰余金	1,148
破産更生債権等	0	自己株式	△233
長期前払費用	24	評価・換算差額等	339
繰延税金資産	736	その他有価証券評価差額金	339
繰延税金	181		
その他	77		
貸倒引当金	△3		
資産合計	55,305	純資産合計	26,250
		負債純資産合計	55,305

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

科 目		金 額	金 額
		百万円	百万円
売 上 高			42,696
売 上 原 価			31,805
売 上 総 利 益			10,890
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			10,527
営 業 利 益			363
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		0	
受 取 配 当 金		498	
受 取 家 賃		20	
補 助 金 収 入		216	
そ の 他		70	806
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		73	
そ の 他		12	85
経 常 利 益			1,083
特 別 利 益			
特 定 資 産 売 却 益		2	2
特 別 損 失			
特 定 資 産 廃 棄 損		48	48
税 引 前 当 期 純 利 益			1,037
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		184	
法 人 税 等 調 整 額		△56	127
当 期 純 利 益			909

(注) 金額につきましては、百万円未満を切り捨てて記載しております。



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社ジェイ・エム・エス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原	浩	平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋	志

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**独立監査人の監査報告書**

2022年5月13日

株式会社ジェイ・エム・エス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松原	浩平
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	俵	洋志

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エム・エスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

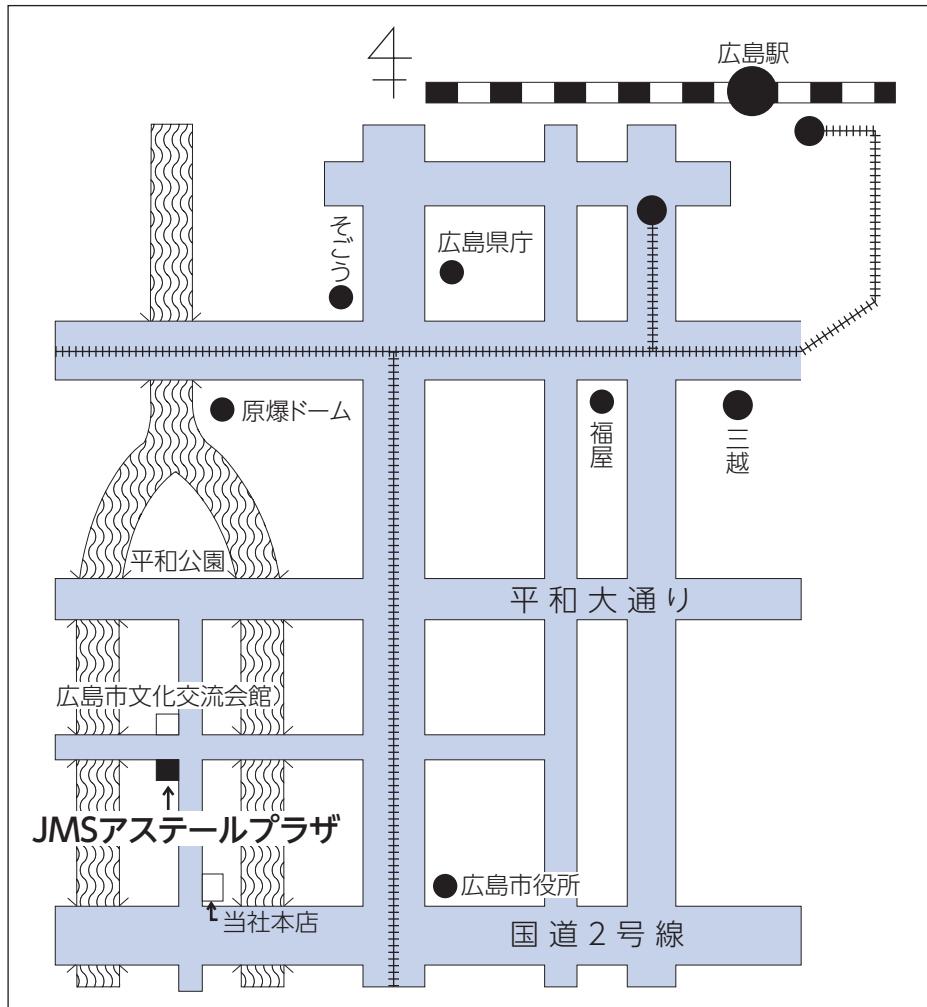
2022年5月17日

株式会社ジェイ・エム・エス 監査役会  
常勤監査役 近 藤 良 夫 ㊟  
社外監査役 水 戸 晃 ㊟  
社外監査役 佐 上 芳 春 ㊟

以 上



# 株主総会会場ご案内



会場 JMSアステールプラザ 2階多目的スタジオ  
広島市中区加古町4番17号  
〈市内バス〉広島バス株式会社 24号(吉島線)  
広島駅～吉島営業所行又は吉島病院行「加古町」下車



ミックス  
責任ある木質資源を  
使用した紙

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。